

令和5年（2023年）1月1日

工事請負契約における単品スライド条項の運用の改正について

八王子市が発注・契約する工事において、工事請負契約約款第25条第5項の「単品スライド条項」の規定により、受注者が契約金額の変更を請求する場合の運用について、下記のとおり改正することとしました。

記

1 改正内容

- (1) 対象材料の購入価格が適当な金額であることを証明する書類を受注者が提出した場合は、実際の購入価格の方が実勢価格より高い場合であっても、実際の購入価格を用いてスライド額を算定できることとします。
- (2) 実際に購入した際の単価及び購入先を証明する書類を受注者が提出し難い事情があると認められる場合、購入の月及び数量を証明する書類に代えて提出することができます。この場合、当該月の実勢価格等を用いてスライド額を算定できることとします。
- (3) 原則、部分払の対象となった既済部分等は単品スライド条項の対象となりませんが、受注者の求めに応じて協議対象にできることとします。
- (4) 全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とを併用した期間において、単品スライド条項に係る受注者負担を求めないこととします。
- (5) その他、所要の改正

2 適用

令和5年（2023年）1月1日以降、請求を行うものから適用

3 運用の詳細

- (1) 「単品スライド条項の適用に関する取扱基準」を参照してください。
- (2) 個別の案件に対する適用の相談・申請は、当該案件の工事担当所管で受け付けます。

<問合せ先>

契約資産部 契約課 工事契約担当

電話 042-620-7215（直通）